

鶴岡市・三川町地域 循環型社会形成推進地域計画 2期計画

令和2年11月27日

令和3年3月31日変更

令和3年8月13日変更

令和4年12月9日変更

鶴岡市
三川町

目 次

	Page
1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項.....	1
(1) 対象地域.....	1
(2) 計画期間.....	2
(3) 基本的な方向.....	2
(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況.....	3
(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容.....	3
2 循環型社会形成推進のための現状と目標.....	4
(1) 一般廃棄物等の処理の現状.....	4
(2) 生活排水処理の現状.....	6
(3) 一般廃棄物等の処理の目標.....	7
(4) 生活排水処理の目標.....	8
3 施策の内容.....	9
(1) 発生抑制、再使用の推進.....	9
(2) 処理体制.....	11
(3) 処理施設の整備.....	13
(4) 施設整備に係る計画支援に関するもの.....	14
(5) その他の施策.....	15
4 計画のフォローアップと事後評価.....	16
(1) 計画のフォローアップ.....	16
(2) 事後評価及び計画の見直し.....	16
別添資料.....	17
別添資料 1 対象地域図.....	18
別添資料 2 鶴岡市旧ごみ焼却施設、鶴岡市ごみ焼却施設、鶴岡市し尿処理施設配置図.....	18
別添資料 3 鶴岡市廃棄物処理施設の概要.....	19
別添資料 4 分別区分説明資料.....	21
別添資料 5 目標の設定に関するグラフ等.....	22
様式 1 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1.....	26
様式 2 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2.....	29
様式 3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧.....	30
参考資料様式 2 施設概要（エネルギー回収施設系）.....	32
参考資料様式 5 施設概要（最終処分場系）.....	33
参考資料様式 7 施設概要（浄化槽系）.....	34
参考資料様式 8 計画支援概要.....	38

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名	鶴岡市、三川町
面 積	鶴岡市：1,311.53km ² 三川町： 33.22km ²
人 口	鶴岡市：124,697 人 三川町： 7,379 人

(内 訳)

	鶴岡市						三川町	合計
	鶴岡地域	藤島地域	羽黒地域	楢引地域	朝日地域	温海地域		
面積 (km ²)	233.92	63.22	109.62	80.18	569.18	255.41	33.22	1,344.75
人口 (人)	89,062	9,909	7,934	7,029	3,859	6,904	7,379	132,076

注：令和2年3月31日現在（面積は令和2年10月31日現在）

鶴岡市、三川町は、山形県の日本海沿岸に位置し、市内北側には全国有数の稲作地帯である庄内平野が広がる。現在の鶴岡市は、平成17年10月1日に新設合併により発足した市であり、市の面積は東北地方の市で最も広く、人口は山形県内で第2位の約12.5万人である。中心市街地は庄内藩の城下町を基盤として整備されており、歴史的資源が受け継がれている。一方、市の南部はほとんどを山間部が占めており、豊かな自然が残っている。

三川町は、庄内平野の中央部に位置し、町の中央を流れる赤川と東を流れる藤島川、そして西を流れる大山川の三つの河川「三川（さんせん）」が町名の由来となっている。



図1 対象地域図

(2) 計画期間

本計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

ア 一般廃棄物等の処理

令和2年度現在、鶴岡市、三川町（以下「構成市町」という。）から排出されるごみは、それぞれの構成市町が収集・運搬を行い、鶴岡市のごみ処理施設に搬入している。

構成市町では、鶴岡市ごみ焼却施設、鶴岡市リサイクルプラザで中間処理を行っている。

また、中間処理に伴い生じた残さのうち、可燃残さは、鶴岡市ごみ焼却施設で焼却した後に鶴岡市の岡山一般廃棄物最終処分場で埋立処分を行うと共に、民間最終処分場へ処分を委託している。不燃残さは、鶴岡市の岡山一般廃棄物最終処分場で埋立処分を行っている。なお、令和3年度は、鶴岡市一般廃棄物最終処分場の供用開始まで、民間最終処分場へ中間処理残さの処分委託を行う。

行政が収集するごみ（生活系ごみ）については、無料で収集・処理されている。生活系の粗大ごみや一時的に多量に発生するごみ、事業系ごみの一般廃棄物を直接搬入する場合には、搬入時に処理手数料を徴収している。

令和3年度より稼働した鶴岡市ごみ焼却施設は、循環型社会の構築に資するために、焼却熱を利用して発電を行い、売電の他、小中学校及び廃棄物処理施設等、公共施設に、売電先より非FIT非化石証書付電力として、供給を行っている。

また、令和3年度より廃炉した旧ごみ焼却施設の解体を実施する。

構成市町では、適正なごみ分別の徹底やリサイクルの向上を促すために、ごみ分別区分ごとに色分けされた指定袋を用いた識別表示や、集団資源回収の強化、資源リサイクルステーション及び資源ポストの活用により、ごみの減量やリサイクルの推進に努めている。

今後も引き続きごみの減量化と資源循環の推進に向けて分別排出の徹底等を図るために、早朝の立哨指導や分別説明会、施設見学会等を開催し住民への啓発に努めるとともに、集団資源回収運動の支援を継続して実施し、循環型社会の推進を図っていく。

イ 生活排水処理

生活排水処理については、市街地を中心に公共下水道の整備を進めるとともに、農山村地域においては地理的条件を考慮して集落排水等による整備を進めている。さらに、中山間地域や、公共下水道及び集落排水の整備に適さない一部区域については、浄化槽整備事業及び公共浄化槽等整備推進事業により合併処理浄化槽の整備を進めている。

今後も、健全な地域水環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、下水道未普及地域の解消に向けた整備を進めるとともに、単独処理浄化槽やし尿汲取り便槽から合併処理浄化槽への計画的な転換・整備を図っていく。

なお、し尿処理施設については供用開始から25年が経過し老朽化が進行しており、またし尿等生活排水の処理量が供用開始時の半分以下に減少していることから、下水道終末処理場への集約に向けた検討を進めているところである。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

将来予想される人口減少及び少子高齢化に備え、鶴岡市、三川町及び庄内町による庄内南部定住自立圏を形成し、住民が安心して暮らせる生活基盤の確保と魅力ある地域づくりを進めているが、ごみ処理及び生活排水処理に関しては、酒田市、庄内町、遊佐町で構成する酒田地区広域行政組合と、三川町から処理を受託している鶴岡市とに分かれている。

山形県では平成 10 年策定のごみ処理広域化計画により、既に一定の広域化が進んでおり、一つのごみ処理施設に対する依存度が大きく、災害等により稼働停止となると域内のみでは処理困難となることが想定されることから、ごみ焼却施設について広域化及び集約化の具体的な検討は行われていない。但し、今後山形県が新たに広域化計画を策定した場合は、それに沿って検討を行う。

なお前述のとおり、し尿等生活排水の処理について、下水道終末処理場への集約に向けた検討を進めているところである。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

従来よりプラスチック製容器包装廃棄物を分別収集し、鶴岡市リサイクルプラザにて選別・圧縮梱包した後、容器包装リサイクル法に基づく指定法人等に再商品化を委託し、その他プラスチック使用製品廃棄物は燃やすごみとして焼却していた。引き続き市町住民に対し、広報、施設見学、及びイベントを通じて、プラスチック製容器包装廃棄物の適正な分別の啓発を継続して行いつつ、今後燃やすごみに占めるプラスチック使用製品廃棄物の割合を調査する他、プラスチック製容器包装廃棄物と共に一括回収する場合のコスト、環境への影響及び先進事例の調査、並びに課題の整理を行い、財政状況を踏まえながら分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行う。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

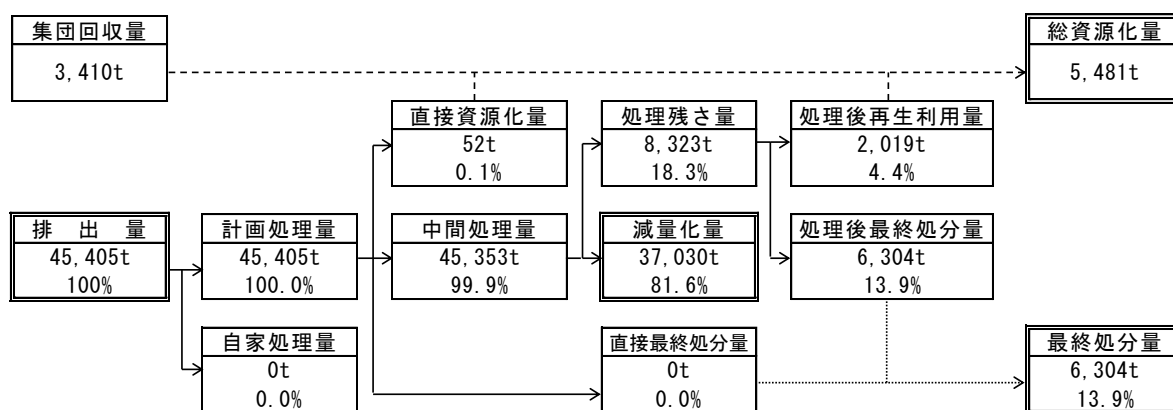
(1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和元年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図2～4のとおりである。

鶴岡市と三川町を合わせた総排出量は、集団回収量も含め 48,815 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 5,481 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量））は 11.2%である。

中間処理による減量化量は 37,030 トンであり、集団回収量を除いた排出量の 81.6%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 13.9%に当たる 6,304 トンが埋め立てられている。

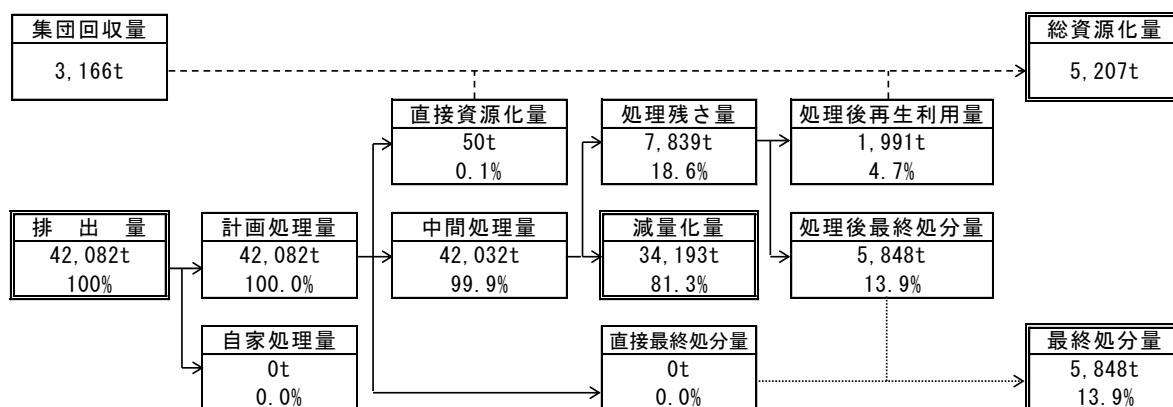
余熱利用としては施設内の冷暖房や給湯、令和3年度より発電及びロードヒーティングに利用されている。



注. 下段数値は、排出量に対する割合を示す。

端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

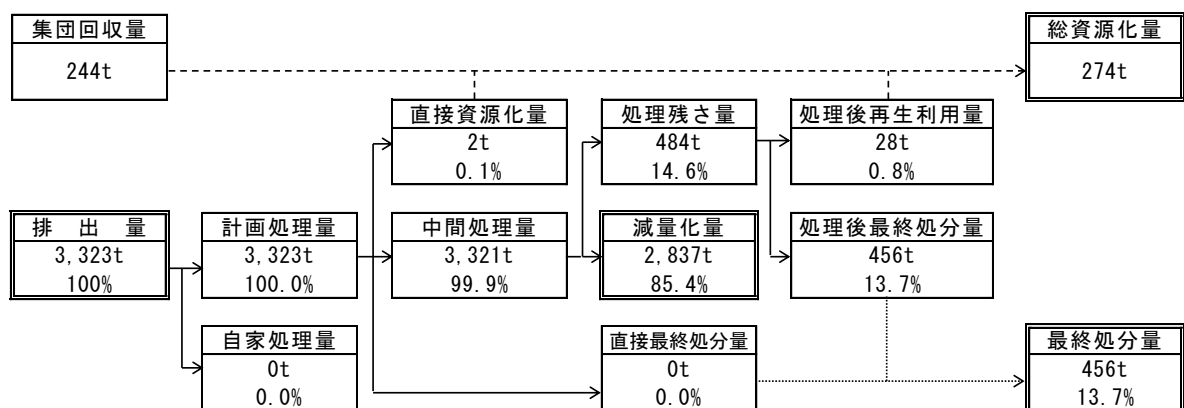
図2 一般廃棄物の処理状況フロー（令和元年度 鶴岡市・三川町）



注. 下段数値は、排出量に対する割合を示す。

端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図3 一般廃棄物の処理状況フロー（令和元年度 鶴岡市）



注. 下段数値は、排出量に対する割合を示す。

端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

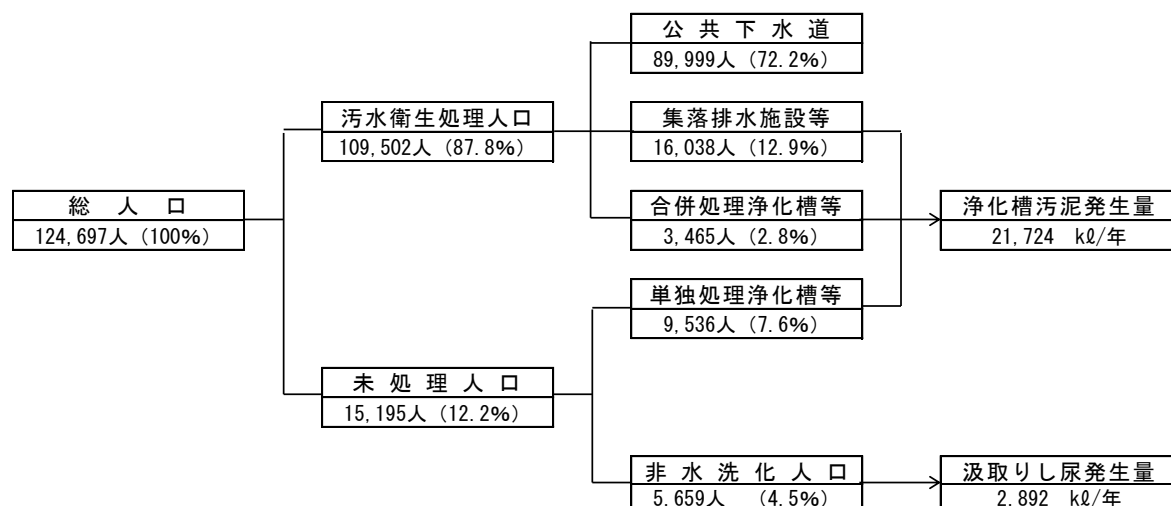
図4 一般廃棄物の処理状況フロー（令和元年度 三川町）

(2) 生活排水処理の現状

令和元年度の生活排水処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は、図5のとおりである。

生活排水処理対象人口は124,697人であり、汚水衛生処理人口（令和元年度現在、現に汚水処理施設に接続されている人口、以下同様。）は、109,502人、汚水衛生処理率87.8%である。なお、合併処理浄化槽の整備対象区域は鶴岡市のみのため、三川町は除くものとする。

し尿発生量は2,892kℓ/年、浄化槽汚泥発生量は21,724kℓ/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は合わせて24,616kℓ/年である。



注. 端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図5 生活排水の処理状況フロー（令和元年度 鶴岡市）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め、資源ごみの分別収集の徹底などにより循環型社会の実現を目指すものとし、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表 1 減量化、再生利用に関する現状と目標（鶴岡市・三川町）

指 標			現状(割合※ ¹) (令和元年度)	目標(割合※ ¹) (令和8年度)
排出量	事業系	総排出量	12,908 トン	11,543 トン (-10.6%)
		1事業所当たりの排出量※ ²	1.82 トン/事業所	1.62 トン/事業所 (-11.0%)
	生活系	総排出量	32,497 トン	27,792 トン (-14.5%)
		1人当たりの排出量※ ³	246 kg/人	225 kg/人 (-8.5%)
	集団回収量		3,410 トン	3,444 トン (1.0%)
	合計	事業系生活系等排出量合計	45,405 トン	39,335 トン (-13.4%)
		事業系生活系等集団排出量	48,815 トン	42,779 トン (-12.4%)
再生利用量	直接資源化量		52 トン (0.1%)	49 トン (0.1%)
	総資源化量		5,481 トン (11.2%)	5,457 トン (12.8%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量及び熱利用量)		—	19,975 MWh 222,013 GJ
減量化量	中間処理による減量化量		37,030 トン (81.6%)	31,806 トン (80.9%)
最終処分量	埋立最終処分量		6,304 トン (13.9%)	5,516 トン (14.0%)

注) 表中の排出量合計には、し渣の総排出量、し尿汚泥の総排出量を含む。し渣、し尿汚泥を含む詳細は、別添資料5に添付する。

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・中間処理による減量化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《用語の定義》

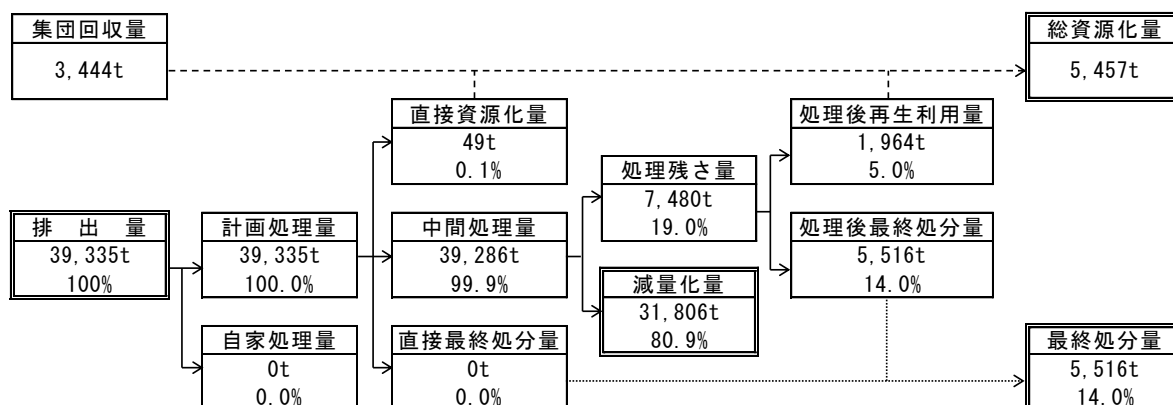
排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、排出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕

減 量 化 量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕



注. 下段数値は、排出量に対する割合を示す。

端数処理の関係から合計値が合わないことがある。

図 6 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和8年度 鶴岡市・三川町）

(4) 生活排水処理の目標

本計画の期間中においては、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標（鶴岡市）

指 標		令和元年度実績	令和8年度目標
処理形態別人口	公共下水道	89,999 人 (72.2%)	88,290 人 (76.2%)
	集落排水施設等	16,038 人 (12.9%)	14,910 人 (12.9%)
	農業集落排水施設等	15,226 人 (12.2%)	14,155 人 (12.2%)
	漁業集落排水施設等	812 人 (0.7%)	755 人 (0.7%)
	合併処理浄化槽等	3,465 人 (2.8%)	2,310 人 (2.0%)
	未処理人口	15,195 人 (12.2%)	10,401 人 (9.0%)
	合 計	124,697 人	115,911 人
汚し尿の量	汲取りし尿量	2,892 キロリットル	1,829 キロリットル
	浄化槽汚泥量	21,724 キロリットル	16,670 キロリットル
	合 計	24,616 キロリットル	18,499 キロリットル

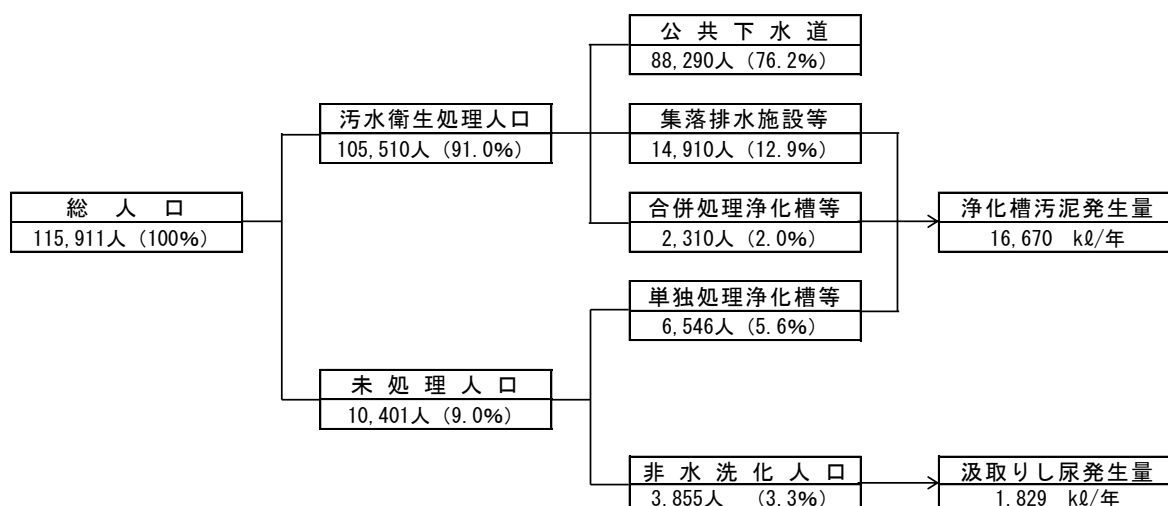


図7 目標達成時の生活排水の処理状況フロー（令和8年度 鶴岡市）

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ごみの発生抑制、再使用については、鶴岡市と三川町の下で以下の施策を推進している。

ア レジ袋対策・マイバッグ運動

令和2年7月から、レジ袋の有料化が義務化されたこともあり、今後もマイバッグの持参に向けた啓発活動に努めていく。

イ 環境教育・環境学習の推進

ごみ減量・資源化の推進を図るための情報提供を広報、エコ通信、ホームページ、その他情報媒体を通じてより積極的に発信していく。

また、3R推進キャンペーン・リサイクルプラザ休日見学会等の事業開催時に、3Rの取組方法等、積極的に情報の提供を図っていくとともに、ごみゼロの日（5月30日）にごみ減量に関する活動を継続的に行うことで、ごみ減量の啓発推進に努めていく。

さらに、リサイクルプラザ機能を活用した3Rに関する学習や創作を行いやすい環境を確保し、各種教室の開催や休日見学会の開催などを、ホームページや広報、マスコミなどを活用して情報発信しながら、多くの地域住民が関心を持つように努めていく。

ウ ごみ減量の推進

ごみ減量を図るため、町内会等地域自治組織との協働でごみステーションでの早朝立哨指導や分別指導のほか、出前による分別説明会開催等を通じて、ごみ減量に係る地域住民との対話の機会を増やし、誰もがグリーンコンシューマー（環境にやさしい消費者）であるという意識づくりを醸成していく。

エ 一般廃棄物処理の有料化の検討

ごみの減量化とリサイクル率の向上、排出量に応じた負担の公平化及び地域住民の意識改革やごみ処理経費を縮減するという位置づけの元、その手法として平成31年3月策定の第2次鶴岡市総合計画に基づき、一般廃棄物処理の有料化実施に向けて検討を進めているところであるが、山形県内では庄内地域の全市町において有料化を実施していないことから、ごみ処理を受託している三川町、及び酒田市等庄内地域各市町と情報共有しながら検討を進めていく必要がある。

オ 資源回収の推進

集団資源回収登録について各種団体に積極的に推進していくとともに、登録団体に対しては、集団資源回収の実施回数を増やすことについて働きかけていく。

また、資源回収業者に対しては集団資源回収事業への協力を要請していく。

さらに、資源回収方法・品目の見直しについて検討していく。

カ 資源回収に対する報奨金の交付

地域住民によるリサイクル活動・ごみ減量化を推進するため、古紙類や金属類、びん類の資源ごみを集団資源回収で排出するよう啓発を図るとともに、回収量に応じて実施団体と回収業者に報奨金・奨励金を交付している。

令和 2 年度には古紙相場の低迷を考慮し、回収業者の古紙類の報奨金単価を 1kg あたり 2 円から 3 円に引き上げて回収活動を支援している。

また、平成 18 年度からは「雑がみ」を報奨金の対象に加え、古紙回収量の増加に努めているが、今後取り組みを更に強化していく。

キ 生ごみ減量と資源化の推進

広報などによる生ごみの水切り徹底の周知をするとともに、事業所より排出される生ごみの減量・資源化について協力を求めている。

ク 合併処理浄化槽整備の推進

家庭等から排出される汚濁負荷量を削減し、健全な水環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、補助金制度により単独処理浄化槽やし尿汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、合併処理浄化槽の普及啓発に努める。

ケ 家庭用ディスポーザーの導入及び普及促進

一般家庭等での直接投入型ディスポーザーの導入及び普及促進について検討を進める。

(2) 処理体制

鶴岡市及び三川町から排出されるごみを適正に処理している。また、収集・運搬は、それぞれ鶴岡市及び三川町が行っており、今後ともごみの分別の徹底などにより、適正なごみ処理、ごみの減量を推進するものとする。

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方式については、表3のとおりである。

現在、鶴岡市及び三川町では、可燃ごみ、不燃ごみ、リサイクル資源などに区分し、ステーション方式で収集している。

今後は、分別徹底による資源回収量の向上や最終処分量削減のための検討を総合的に進めるとともに、ごみ焼却によるエネルギー回収に伴う発電を推進し、循環型社会の構築を図るものとする。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

現在、事業系ごみは、事業者による自己搬入、または一般廃棄物収集運搬許可業者により鶴岡市のごみ処理施設に搬入されている。

搬入時の分別区分は、生活系ごみの分別区分に準じており、施設に搬入する際、持ち込まれたごみの監視・指導を実施している。このとき適正に分別されていない場合には、搬入した業者に対して指導することにより、ごみの適正な処理、減量化への取り組みの推進を図っている。

ウ 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

産業廃棄物については、鶴岡市ごみ焼却施設では処理を行っていない。

エ 生活排水処理の現状と今後

生活排水処理については、引き続き、公共下水道や集落排水処理施設が整備されていない中山間などの人口散在地域等において合併処理浄化槽の整備を進めるとともに、人口減少の進展等将来を見据えた持続的な浄化槽事業の運営に向け検討を進めていく。

また、し尿、浄化槽汚泥（集落排水からの汚泥を含む）については、当面鶴岡市のし尿処理施設において処理し、鶴岡市ごみ焼却施設で焼却した後に一般廃棄物最終処分場に埋立処分する。

なお、し尿処理施設の老朽化、生活排水処理量の減少により、今後下水道終末処理場への集約に向けた検討を進めていく。

オ 今後の処理体制の要点

- ◇ ごみの分別徹底などによりごみ減量に努め、リサイクル率の向上と最終処分量の削減を推進する。
- ◇ 事業者などへの適正なごみ排出やリサイクルの推進に向けた指導を継続する。
- ◇ 最終処分量の削減に向けて、焼却灰の資源化の推進について検討する。
- ◇ 生活排水については、合併処理浄化槽整備、し尿等処理集約化の検討を進める。

表 3 鶴岡市と三川町における家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状（令和元年度）				今後（令和8年度）			
		鶴岡市		三川町			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理方法	処理施設等	処理施設等	一次処理	二次処理
燃やすごみ	焼却・埋立	鶴岡市旧 ごみ焼却施設 岡山一般廃棄物 最終処分場	焼却・埋立	鶴岡市旧 ごみ焼却施設 岡山一般廃棄物 最終処分場	鶴岡市 ごみ焼却施設	鶴岡市 ごみ焼却施設	(焼却灰) 鶴岡市一般 廃棄物最終処分場
	リサイクル資源	缶類	リサイクル（選別等処理含む）	鶴岡市 リサイクルプラザ	鶴岡市 リサイクルプラザ	鶴岡市 リサイクルプラザ	(売却)
		びん類					
		金属類					
		ペットボトル					
		プラスチック製 容器包装					
		段ボール					
		乾電池 蛍光管等					
		その他 (中間処理後の リサイクル 資源)					
		中間処理後の 不燃残さ					
		中間処理後の 不燃残さ	埋立	岡山一般廃棄物 最終処分場	鶴岡市一般 廃棄物最終処分場	鶴岡市一般 廃棄物最終処分場	

(3) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

上記（2）の分別区分及び処理体制で適正処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業 番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (全体事業期間)	国土強 靱化
1	エネルギー回収型 廃棄物処理施設 (ごみ焼却施設) 鶴岡市ごみ焼却施設	鶴岡市ごみ 焼却施設整備事業	160 t / 日	山形県鶴岡 市宝田三丁 目13番6号	R3～R5	—
2	最終処分場 鶴岡市一般廃棄物 最終処分場	鶴岡市一般 廃棄物最終 処分場整備 事業	約 133,600 m ³	山形県鶴岡 市大荒字荒 沢前地内	R3	—

(整備理由)

事業番号1 エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備と一体での、既存廃焼却施設の解体

事業番号2 埋立終了が近い既存処分場に替わる新たな最終処分場の対処

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5のとおりに行う。

表5 合併処理浄化槽の整備計画

事業 番号	事業	直近の整備済 基数(基) (令和元年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業 期間	国土強 靱化
3	鶴岡市浄化槽設置整備事業	485	10	70	R3 ～ R7	鶴岡市 国土強 靱化地 域計画
	鶴岡市公共浄化槽等整備推 進事業	511	30	170	R3 ～ R7	鶴岡市 国土強 靱化地 域計画
	合 計	996	40	240		

(4) 施設整備に係る計画支援に関するもの

(3)の施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業 番号	事業 名	事業 内 容	事業 期間
31	鶴岡市ごみ焼却施設整備事業に係る廃焼却施設解体 設計事業（関連事業1）	解体設計、解体仕様書作成	R3

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう市民に周知を図るとともに、中間処理業者などと協力をして、普及啓発を行う。一部廃小型家電については、イベント回収や拠点回収による、法の趣旨に沿ったリサイクルの推進を行っており、今後も継続して実施していく。

イ 不法投棄対策・散在性ごみ対策

庄内地区不法投棄防止協議会、鶴岡市不法投棄監視通報ネットワークその他関係機関、地元住民との連携により発生抑制、原状回復を実施する。

ウ 災害時の廃棄物処理に関する事項

平成 31 年 1 月に策定した災害廃棄物処理計画を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の処理や、災害などにより一時的にごみ処理が不可能になった場合に備えて、周辺の自治体や廃棄物処理業者などとの連携体制を構築する。

また、大規模な地震や水害等の災害時に大量に発生すると想定される災害廃棄物については、協定締結先である協同組合に要請するとともに、山形県などとの連携体制を構築することなどにより、円滑かつ適正に処理できる体制を整備する。

エ 海岸漂着ごみの適正処理

海岸漂着物処理推進法の規定に定められた地域計画や規制に基づく実態調査結果等により、漂着物の回収・処理を効果的に実施するとともに市民への啓発に努める。

オ 収集・運搬・処理経費の節減

廃棄物関連事業のコストの低減化を更に図るため、廃棄物収集コストの分析を進め、適正かつ効率的な収集を実施する。

カ 廃棄物処理施設及び埋立地の適正管理

長期的に安定した処理を行うため、廃棄物処理施設については廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に基づく維持管理を行い、鶴岡市ごみ焼却施設については S P C による包括的な維持管理を行う。最終処分施設においては、埋立満了後も適正な水処理の運転管理を行うことで周辺地域の環境保全を図るとともに、新たな最終処分施設においては最終処分場技術基準に基づき、適正に焼却灰及び不燃残さの埋立処理、並びに水処理の運転管理を行う。

また、廃炉した既存ごみ焼却施設について、適正に解体を行う。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

鶴岡市及び三川町は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて県及び国と意見交換しつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

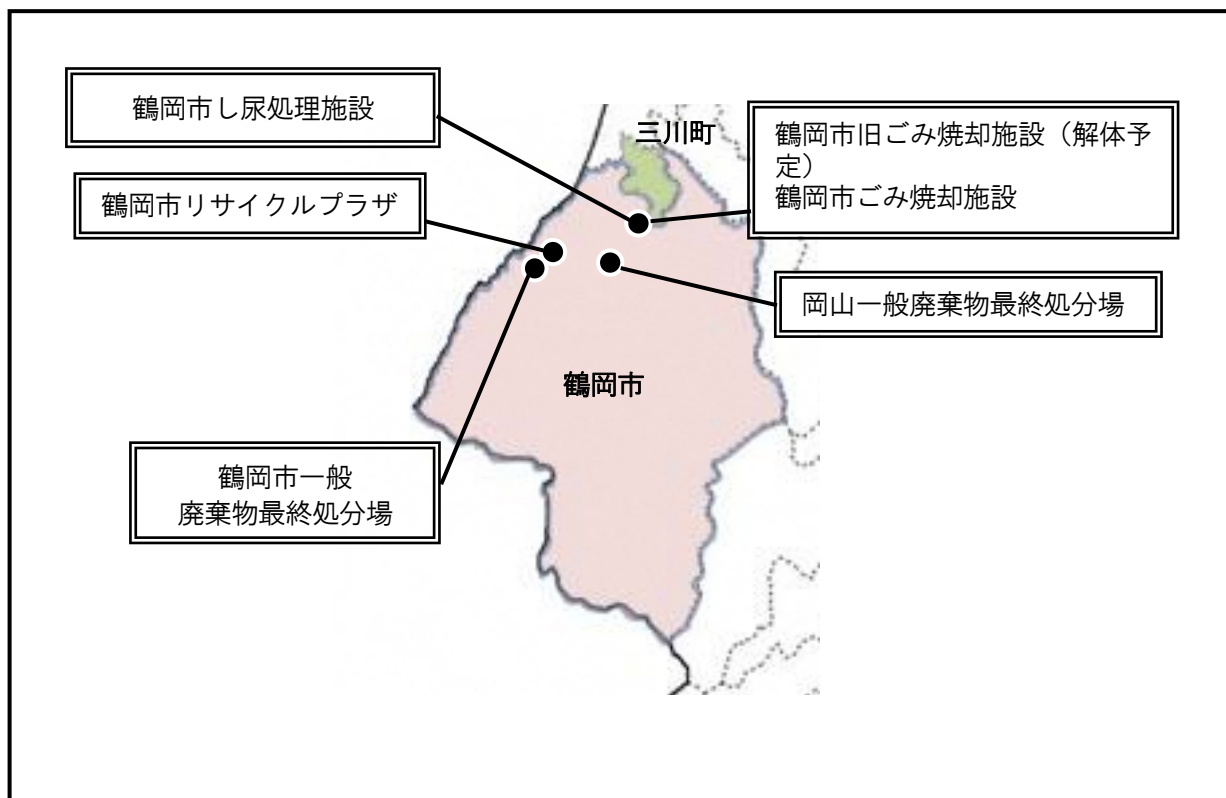
計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

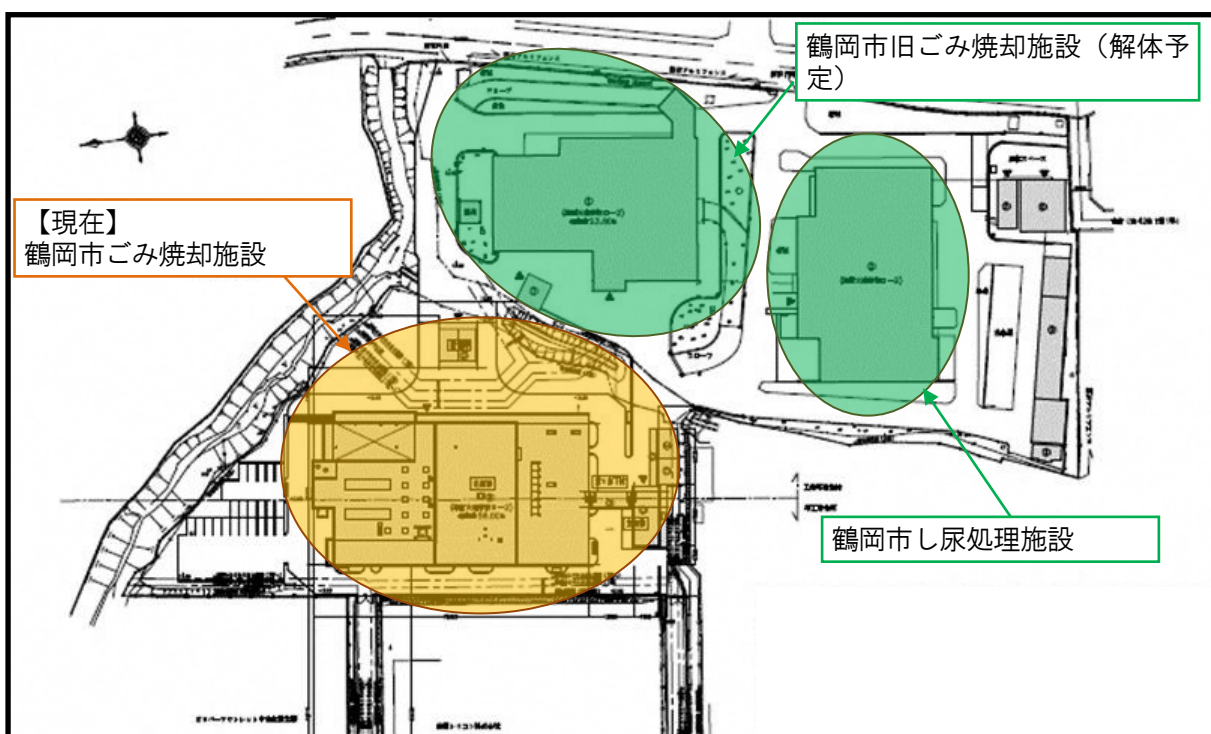
なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

別 添 資 料

別添資料 1 対象地域図



別添資料 2 鶴岡市旧ごみ焼却施設、鶴岡市ごみ焼却施設、鶴岡市し尿処理施設配置図



別添資料 3 鶴岡市廃棄物処理施設の概要

■鶴岡市旧ごみ焼却施設の概要

施設名称	鶴岡市旧ごみ焼却施設
施設所管	鶴岡市市民部廃棄物対策課
所在地	山形県鶴岡市宝田 3 丁目 13 番 6 号
面積	敷地面積 約 26,950 m ² 建築面積 約 2,034 m ² 延床面積 約 4,380 m ²
施設規模	165t/日 (82.5t/24h・炉×2 炉)
処理方式	全連続燃焼式焼却炉
稼働	平成元年 10 月
建設工事	着工 昭和 62 年 6 月 竣工 平成 2 年 3 月
整備工事	着工 平成 12 年 8 月 竣工 平成 14 年 11 月
解体工事	着工 令和 4 年 1 月 竣工 令和 6 年 3 月 (予定)
災害 (浸水) 対策	プラットホームのレベルが浸水水位以上 (浸水想定 0.5~3m)

■鶴岡市ごみ焼却施設の概要

施設名称	鶴岡市ごみ焼却施設
施設所管	鶴岡市市民部廃棄物対策課
所在地	山形県鶴岡市宝田 3 丁目 13 番 6 号
面積	敷地面積 約 26,950 m ² 建築面積 約 3,756 m ² 延床面積 約 8,063 m ²
施設規模	160t/日 (80t/24h・炉×2 炉)
処理方式	全連続燃焼式焼却炉・ストーカ式
稼働	令和 3 年 4 月
建設工事	着工 平成 30 年 4 月 竣工 令和 3 年 3 月
災害 (浸水) 対策	主要電気設備を浸水水位以上に配置、浸水水位まで RC 構造、開口部に防水扉設置、地盤レベルの嵩上げ (浸水想定 0.5~3m)

■鶴岡市リサイクルプラザの概要

施設名称	鶴岡市リサイクルプラザ
施設所管	鶴岡市市民部廃棄物対策課
所在地	山形県鶴岡市水沢字水京 68 番地 1
面積	敷地面積 約 9,770 m ² 延床面積 約 5,252 m ²
施設規模	49t/日 (5h)
稼働	平成 17 年 4 月
災害 (浸水) 対策	主要電気設備を浸水水位以上に配置 (浸水想定 0.5m未満)

■岡山一般廃棄物最終処分場の概要

施設名称	岡山一般廃棄物最終処分場
施設所管	鶴岡市市民部廃棄物対策課
所在地	山形県鶴岡市岡山字大谷地 16 番地
面積	敷地面積 105,784 m ²
施設規模	埋立面積 23,400 m ² 埋立量 225,000 m ³
埋立計画年数	26 年（令和 3 年 3 月搬入終了、令和 5 年 3 月埋立終了予定）
埋立方式	サンドイッチ工法（準好気性埋立）
稼働	平成 9 年 4 月
災害（浸水）対策	浸水想定なし

■鶴岡市一般廃棄物最終処分場の概要

施設名称	鶴岡市一般廃棄物最終処分場
施設所管	鶴岡市市民部廃棄物対策課
所在地	山形県鶴岡市大荒字荒沢前地内
面積	敷地面積 218,865 m ²
施設規模	埋立面積 18,400 m ² 埋立量 133,600 m ³
埋立計画年数	15 年（令和 18 年 9 月埋立満了予定）
埋立方式	サンドイッチ・セル工法（準好気性埋立）
稼働	令和 3 年 10 月
災害（浸水）対策	浸水想定なし

■鶴岡市し尿処理施設の概要

施設名称	鶴岡市し尿処理施設
施設所管	鶴岡市市民部廃棄物対策課
所在地	山形県鶴岡市宝田 3 丁目 13 番 6 号
面積	敷地面積 約 26,950 m ² 建築面積 約 2,424 m ² 延床面積 約 4,175 m ²
施設規模	152kℓ/日（生し尿 63kℓ/日、浄化槽汚泥 89kℓ/日）
処理方式	標準脱窒素処理方式＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着
稼働	平成 7 年 11 月
災害（浸水）対策	主要電気設備を浸水水位以上に配置（浸水想定 0.5～3m）

別添資料4 分別区分説明資料

■行政が収集するごみ（鶴岡市、三川町）

分別区分		ごみの種類	出し方	収集回数	収集方法
もやすごみ		生ごみ、紙くず、落ち葉・草、貝殻、容器包装以外のプラスチック製品、ホース、使い捨てカイロ、乾燥材・保冷剤、衣類、皮革製品、靴・はきもの、ゴム製品、紙おむつ・ペットの砂など	・「茶色」の市の指定袋に入れて出す。	1週に2回	ステーション方式
リサイクル資源	プラスチック製容器包装	ボトル類、トレイ類、カップ・パック類、ポリ袋・ラップ類、ふた類、ネット類、緩衝材類	・「桃色」の市の指定袋に入れて出す。 ・汚れは落とす。	1週に1回	
	ペットボトル	—	・「黄色」の市の指定袋に入れて出す。 ・ふた、ラベルは外す。 ・水洗いし、水切りをする。	1週に1回	
	びん・缶	飲料品のびん、酒類のびん、インスタントコーヒーなどのびん、調味料などのびん、化粧品のびん、飲料品の缶、酒類の缶など	・「緑色」の市の指定袋に入れて出す。 ・ふたは外す。 ・水洗いし、水切りをする。	2週に1回	
	金属・その他	「びん・缶」に分別される以外の金属類・台所用アルミホイル、ポット、耐熱ガラス、せともの・陶器類、哺乳びん、ガラスコップ、白熱電球、傘、金属・ガラスとその他の素材の複合品、スプレー缶など	・「青色」の市の指定袋に入れて出す。 ・電池は抜いて出す。 ・傘は一本ずつしぼる（袋に入れなくて良い）。 ・ガスを出し切る。	2週に1回	
		蛍光管・乾電池	・蛍光管は、購入時のケースなどに入れて出す。 ・乾電池は、中味が確認しやすい袋に入れて出す。	1月に1回	

■行政が収集しないごみ

分別区分	ごみの種類	出し方	搬入日時	搬入方法
粗大ごみ	たんす、ストーブ、電子レンジ、ソファ・椅子、自転車、ミシン、一斗缶、コンボ、絨毯 など	・許可業者に依頼して出す。 ・平日は、リサイクルプラザへの持ち込みが可能。	随時	直接搬入
事業系ごみ（一般廃棄物）	商店・飲食店・旅館など事業所から出る一般廃棄物	・許可業者に依頼して出す。 ・鶴岡市ごみ焼却施設へ持ち込み。	随時	直接搬入
家電リサイクル対象品、パソコン、危険物 など	エアコン、冷蔵庫・冷凍室、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、パソコン、バイク、ガスボンベなど	許可業者や各メーカーにより回収。パソコンは一部リサイクルプラザへの持ち込みも可能。	随時	—

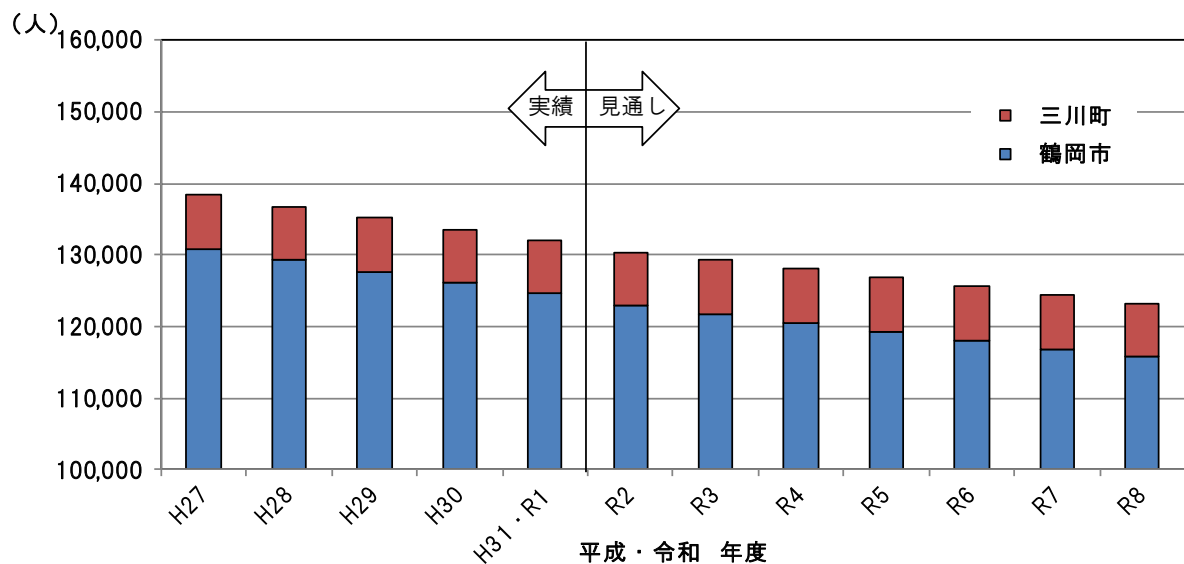
別添資料5 目標の設定に関するグラフ等

ごみ処理等に係る予測値は、減量化の目標量が達成された場合の値を示す。

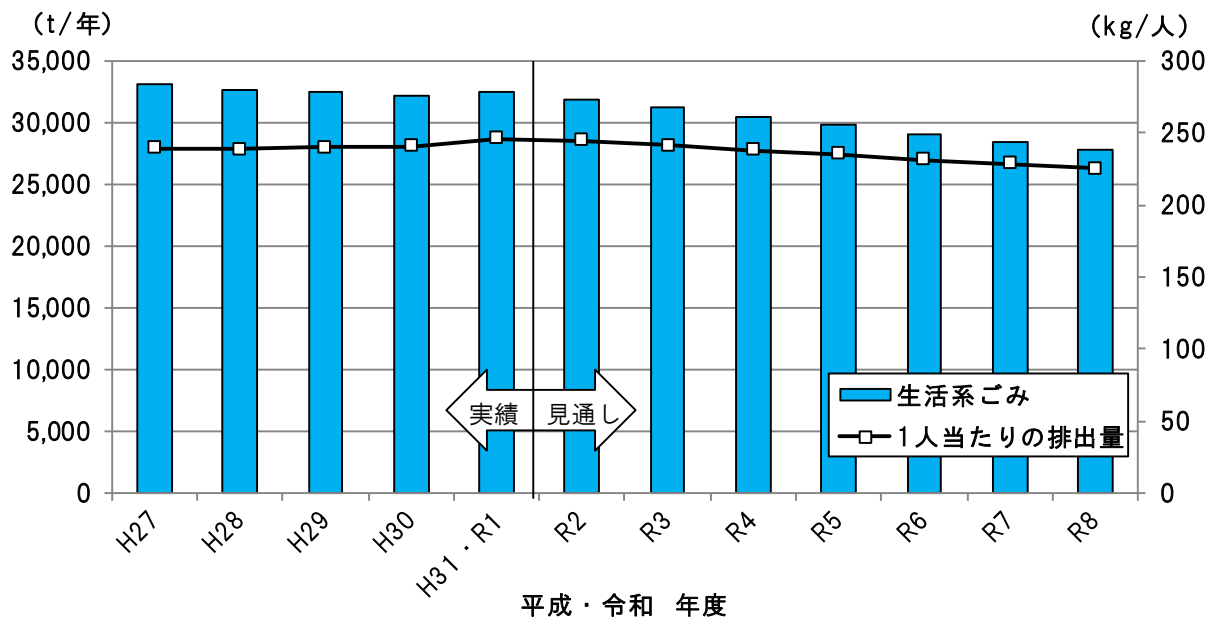
一般廃棄物処理の実績と見通し

指標	単位	実績（年度）					見通し（年度）							
		H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
人口	人	138,403	136,832	135,158	133,579	132,076	130,381	129,394	128,124	126,854	125,584	124,314	123,287	
鶴岡市	人	130,849	129,323	127,736	126,195	124,697	123,009	121,786	120,563	119,340	118,117	116,894	115,911	
三川町	人	7,554	7,509	7,422	7,384	7,379	7,372	7,608	7,561	7,514	7,467	7,420	7,376	
生活系ごみ	t/年	33,186	32,656	32,448	32,219	32,497	31,971	31,241	30,521	29,881	29,109	28,421	27,792	
1人当たりの排出量	kg/人	240	239	240	241	246	245	241	238	236	232	229	225	
事業系ごみ	t/年	13,831	13,915	13,713	13,288	12,908	12,635	12,518	12,323	12,128	11,933	11,738	11,543	
1事業所当たりの排出量	t/事業所	1.95	1.96	1.93	1.87	1.82	1.78	1.76	1.73	1.71	1.68	1.65	1.62	
集団資源回収	t/年	4,235	3,998	3,768	3,621	3,410	3,356	3,374	3,391	3,409	3,427	3,444	3,444	
し清	t/年	27	27	25	24	18	17	17	16	15	15	14	14	
し尿汚泥	t/年	1,332	1,210	1,306	1,335	1,220	1,178	1,158	1,140	1,123	1,108	1,093	1,080	
再生利用量	t/年	6,407	6,053	5,787	5,708	5,481	5,390	5,403	5,416	5,428	5,442	5,456	5,457	
リサイクル率	%	12.5	12.0	11.6	11.6	11.2	11.2	11.5	11.7	12.0	12.2	12.5	12.8	
減量化量	t/年	38,289	38,141	37,724	37,033	37,030	36,336	35,610	34,823	34,107	33,277	32,518	31,806	
減量化率	%	81.4	81.9	81.7	81.4	81.6	81.5	81.4	81.3	81.2	81.1	81.0	80.9	
最終処分量	t/年	6,556	6,374	6,417	6,388	6,304	6,236	6,119	5,995	5,882	5,749	5,629	5,516	
最終処分率	%	13.9	13.7	13.9	14.0	13.9	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	

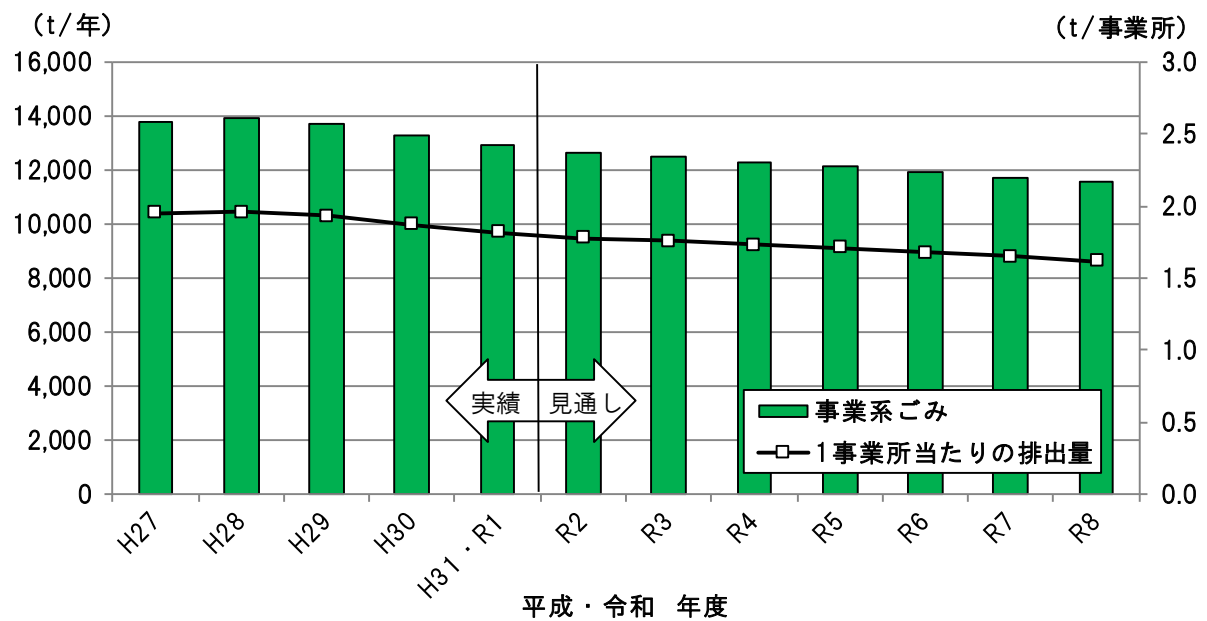
■人口



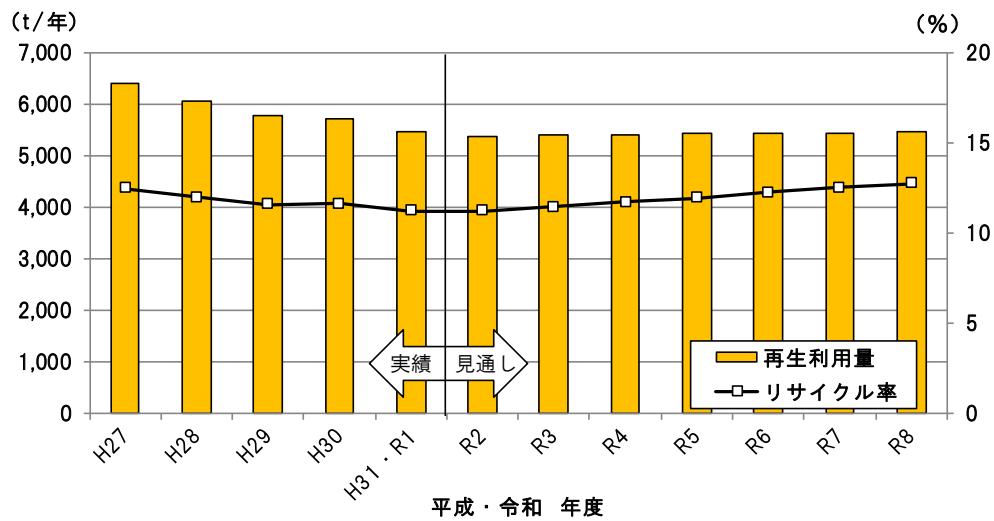
■生活系ごみ



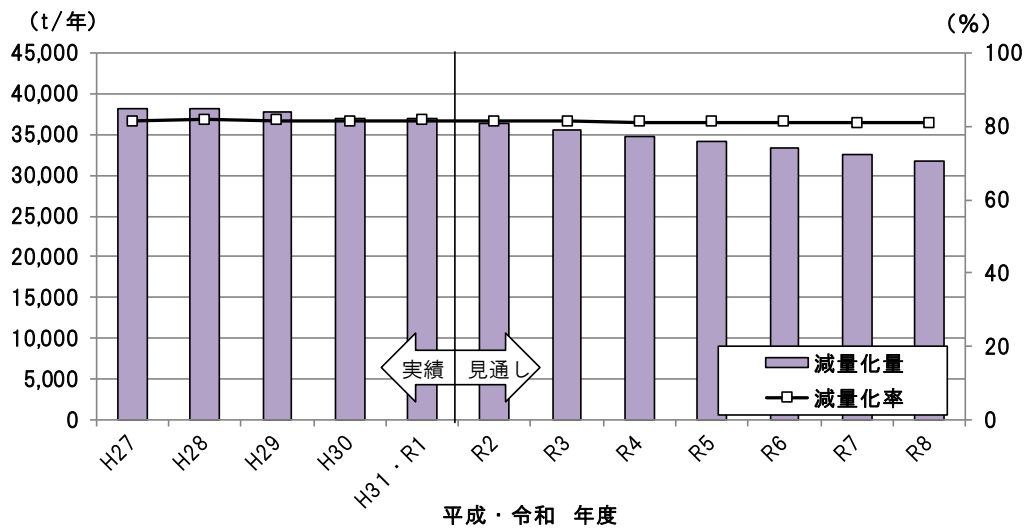
■事業系ごみ



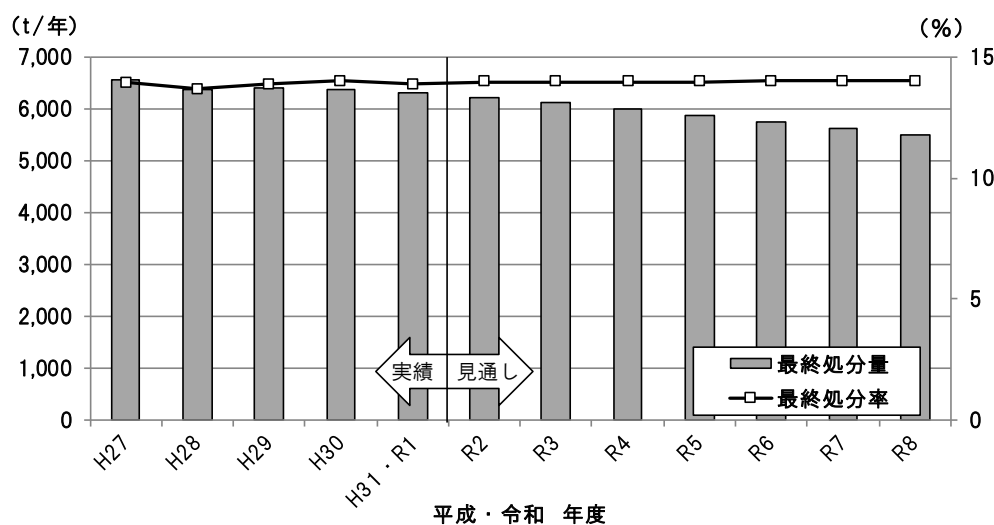
■再生利用量とリサイクル率



■減量化量と減量化率



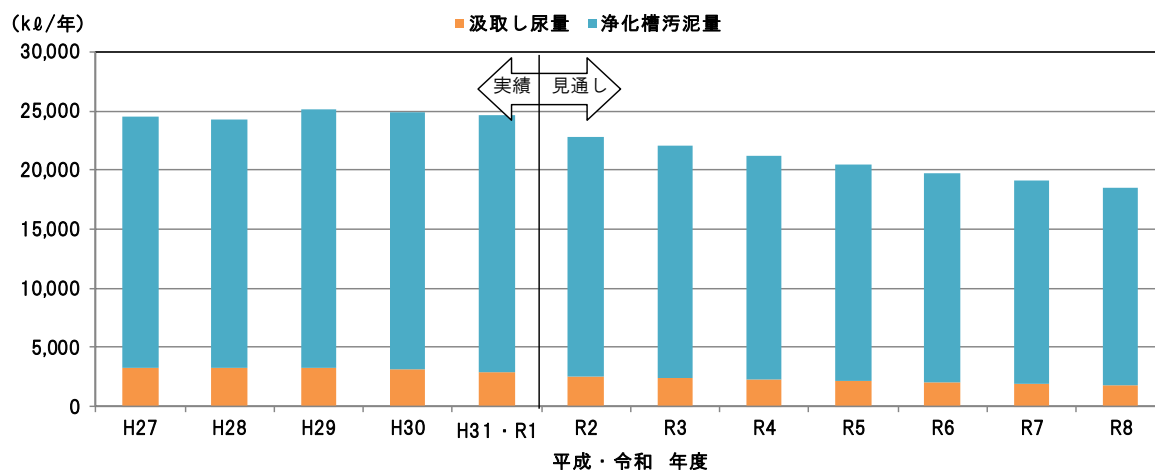
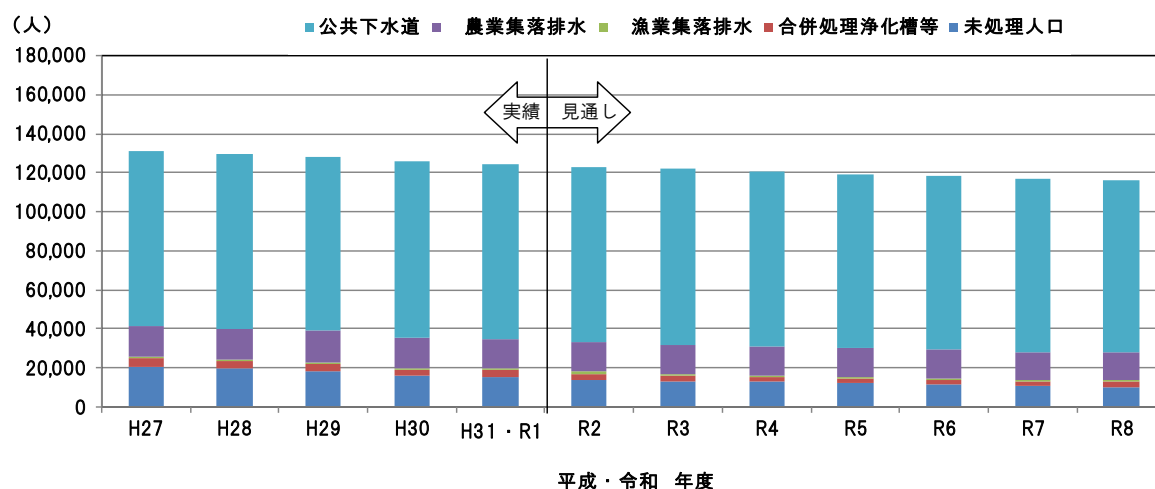
■最終処分量と最終処分率



生活排水処理に係る予測値は、浄化槽整備等の目標が達成された場合の値を示す。

生活排水処理の実績と見通し

指標	単位	実績（年度）					見通し（年度）						
		H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総人口	人	130,849	129,323	127,736	126,195	124,697	123,009	121,786	120,563	119,340	118,117	116,894	115,911
公共下水道	人	89,452	89,204	88,856	90,546	89,999	90,005	89,747	89,463	89,168	88,868	88,556	88,290
集落排水施設等	人	16,763	16,505	16,739	16,367	16,038	15,874	15,705	15,542	15,370	15,203	15,036	14,910
農業集落排水	人	15,836	15,586	15,831	15,521	15,226	15,070	14,910	14,755	14,592	14,433	14,275	14,155
漁業集落排水	人	927	919	908	846	812	804	795	787	778	770	761	755
合併処理浄化槽等	人	4,104	4,119	4,091	3,417	3,465	3,113	2,968	2,827	2,690	2,553	2,417	2,310
未処理人口	人	20,530	19,495	18,050	15,865	15,195	14,017	13,366	12,731	12,112	11,493	10,885	10,401
浄化槽汚泥量	kℓ/年	21,184	21,009	21,878	21,797	21,724	20,309	19,656	19,020	18,394	17,771	17,155	16,670
汲取し尿量	kℓ/年	3,280	3,235	3,232	3,152	2,892	2,465	2,351	2,239	2,130	2,021	1,914	1,829



循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

1 地域の概要

(1)地域名	鶴岡市、三川町		(2)地域内人口	132,076人	(3)地域面積	1,344.75km ² (鶴岡市1131.53km ² 、三川町33.22km ²)
(4)構成市町村等名	事業主体:鶴岡市	構成市町村:三川町	(5)地域の要件*	人口	面積	沖繩 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況 組合を構成する市町村: 設立されていない場合、今後の見通し:					

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

指標・単位 年		過去の状況・現状(排出量等に対する割合)					目 標
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和8年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	13,831	13,915	13,713	13,288	12,908	11,543 (R1比-10.6%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.95	1.96	1.93	1.87	1.82	1.62 (R1比-11.0%)
	生活系 総排出量(トン)	33,186	32,656	32,448	32,219	32,497	27,792 (R1比-14.5%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	240	239	240	241	246	225 (R1比-8.5%)
	合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	47,017	46,571	46,161	45,507	45,405	39,335 (R1比-13.4%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	54(0.1%)	50(0.1%)	51(0.1%)	54(0.1%)	52(0.1%)	49 (0.1%)
	総資源化量(トン)	6,407(12.5%)	6,053(12.0%)	5,787(11.6%)	5,708(11.6%)	5,481(11.2%)	5,457 (12.8%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWh)	—	—	—	—	—	19,975
	エネルギー回収量 (年間の熱利用量 GJ)	—	—	—	—	—	222,013
減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	38,289(81.4%)	38,141(81.9%)	37,724(81.7%)	37,033(81.4%)	37,029(81.6%)	
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	6,556(13.9%)	6,374(13.7%)	6,417(13.9%)	6,388(14.0%)	6,304(13.9%)	5,516 (14.0%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	開始年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	鶴岡市旧ごみ焼却施設	鶴岡市	全連続運転・ストーク式	165t/24h (82.5t×2基)	平成元年10月	令和3年3月廃止	令和6年3月解体完了予定	浸水深想定0.5～3m プラントホールのレベルが浸水水位以上	鶴岡市ごみ焼却施設整備事業と一体として行う解体事業
リサイクルセンター	鶴岡市リサイクルプラザ	鶴岡市	破砕・選別・圧縮	49t/5h	平成17年4月	未定	未定	浸水深想定0.5m未満 主要電気設備を浸水水位以上に配置	
最終処分場	岡山一般廃棄物最終処分場	鶴岡市	最終処分	225,000㎡	平成9年4月	令和6年3月埋立終了予定	未定	浸水深想定無し	閉鎖工事に伴う処理能力変更の予定 (埋立物の搬入は令和3年3月末で終了)
し尿処理施設	鶴岡市し尿処理施設	鶴岡市	標準設置基準処理方式 + 凝縮装置 + 砂ろ過 + 活性炭吸着	152㎏/日	平成7年11月	未定	未定	浸水深想定0.5～3m 主要電気設備を浸水水位以上に配置	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設の解体の有無及び解体施設の名称	廃焼却施設解体事業着手(予定)年月完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック廃棄物を実施するための施設整備事業	備考
ごみ焼却施設	鶴岡市ごみ焼却施設	鶴岡市	全連続運転・ストーク式	160t/24h (80t×2基)	令和3年3月	設備の老朽化	有 鶴岡市旧ごみ焼却施設	令和4年1月着手 令和6年3月完了予定	浸水深想定0.5～3m 主要電気設備を浸水水位以上に配置、浸水水位主でRC構造、開口部に防水屋設置、地盤レベルの嵩上げ	—	
最終処分場	鶴岡市一般廃棄物最終処分場	鶴岡市	最終処分	約133,600㎡	令和3年9月	容量の満量	無		浸水深想定無し	—	

4. 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状					目標
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
総人口	130,849	129,323	127,736	126,195	124,697	115,911
公共下水道	89,452 (68.4%)	89,204 (69.0%)	88,856 (69.6%)	90,546 (71.8%)	89,999 (72.2%)	88,290 (76.2%)
集落排水施設等	16,763 (12.8%)	16,505 (12.8%)	16,739 (13.1%)	16,367 (13.0%)	16,038 (12.9%)	14,910 (12.9%)
合併浄化槽等	4,104 (3.1%)	4,119 (3.2%)	4,091 (3.2%)	3,417 (2.7%)	3,465 (2.8%)	2,310 (2.0%)
未処理人口	20,530	19,495	18,050	15,865	15,195	10,401

※別添資料5として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料*)

5. 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容		整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月日	基数	処理人口	
浄化槽設置整備事業	鶴岡市	485	1,444	平成3年	10	70	
公共浄化槽等整備推進事業	鶴岡市	511	1,703	平成12年5月	30	170	

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2(令和3年度)

事業種別		事業番号 ※1	事業名称 ※2	規模	事業期間 交付期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考	
					開始	終了	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
Oエネルギー回収等に関する事業																		
鶴岡市ごみ焼却施設整備事業		1	鶴岡市・三川町	160 t/d	R3	R5		888,525	4,400	353,470	530,655	0	0	875,397	4,400	340,342	530,655	0
O最終処分に関する事業																		
最終処分場整備		2	鶴岡市・三川町	133,600 m	R3	R3		2,357,715	2,357,715	0	0	0	0	2,037,562	2,037,562	0	0	0
O浄化槽に関する事業																		
浄化槽施設整備		3	鶴岡市	10 基	R3	R7		49,869	10,083	9,882	9,968	9,968	9,968	36,205	7,019	6,818	7,456	7,456
公共浄化槽等整備推進		3	鶴岡市	30 基	R3	R7		45,060	9,000	9,000	9,020	9,020	9,020	31,996	5,936	5,936	6,508	6,508
O施設整備に関する計画支援事業		31	鶴岡市・三川町		R3	R3		10,879	10,879					10,879	10,879			
合 計								3,306,988	2,383,077	363,352	540,623	9,968	9,968	2,960,043	2,059,860	347,160	538,111	7,456

※1 事業番号については、計画本文③表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。

※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。

※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。

※4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金必要の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
発生抑制、 再使用の推 進に関する もの	101	レジ袋対策・マイバッグ運動	令和2年7月から、レジ袋の有料化が義務化されたこともあり、今後もマイバッグの持参に向けた啓発活動に努めていく。	鶴岡市三川町	R3	R7							継続
								実施					
	102	環境教育・環境学習の推進	ごみ減量・資源化の推進の情報提供と、施設見学会や各種教室、活動を行い、ごみ減量の啓発推進に努める。	鶴岡市三川町	R3	R7							継続
								実施					
	103	ごみ減量の推進	町内会等地域自治組織との協働でごみ分別指導を行うほか、出前による分別説明会開催等を通じてグリーンコンシューマーであるという意識づくりを醸成していく。	鶴岡市三川町	R3	R7							継続
								実施					
	104	一般廃棄物処理の有料化の検討	ごみ減量手法のひとつとして、一般廃棄物処理の有料化について検討する。	鶴岡市三川町	R3	R7							継続
								検討					
	105	資源回収の推進	集団資源回収登録・協力について各種団体に積極的に推進していくとともに、集団資源回収の実施回数を増やすことについて働きかけていく。	鶴岡市三川町	R3	R7							継続
								実施					
	106	資源回収に対する報奨金の交付	資源回収量に応じて実施団体と回収業やに報奨金・奨励金を交付する。また、古紙は相場を考慮した報奨金単価の設定など回収活動を支援する。	鶴岡市三川町	R3	R7							継続
								実施					
	107	生ごみ減量と資源化の推進	広報などで、生ごみの水切り徹底を周知することで、生ごみの減量・資源化を推進する。	鶴岡市三川町	R3	R7							継続
								実施					
	108	合併処理浄化槽整備の推進	補助金制度により単独処理浄化槽やし尿汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。	鶴岡市	R3	R7							継続
								実施					
	109	家庭用ディスプレイの導入及び普及促進	一般家庭等での直接投入型ディスプレイの導入及び普及促進について検討を進める。	鶴岡市	R3	R7							新規
								調査・検討		実施予定			

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
処理施設の整備に関するもの	1	鶴岡市ごみ焼却施設整備事業	新たなごみ焼却施設稼働に伴い、旧施設を解体する。	鶴岡市	R3	R5	○		解体工事				新規
	2	鶴岡市一般廃棄物最終処分場整備事業	新たな最終処分場を整備し埋立対象物の適正処分を行う。	鶴岡市	R3	R3	○	整備事業					竣工 R3年 9月
	3	鶴岡市浄化槽設置整備事業	浄化槽設置整備事業	鶴岡市	R3	R7	○		合併処理 浄化槽整備				継続
	3	鶴岡市公共浄化槽等整備推進事業	公共浄化槽等整備推進事業	鶴岡市	R3	R7	○		合併処理 浄化槽整備				継続
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	鶴岡市ごみ焼却施設整備事業に係る焼却施設解体設計事業	新たなごみ焼却施設稼働に伴い、旧施設解体に向けた設計、仕様書作成等業務を行う。	鶴岡市	R3	R3	○	設計					新規 関連 事業 1
その他	41	家電のリサイクルに関する普及啓発	家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に基づく処理の普及啓発を行う。一部廃小型家電について、イベント回収や拠点回収を今後も継続していく。	鶴岡市 三川町	R3	R7			実施				継続
	42	不法投棄対策	不法投棄防止協議会・監視通報ネットワークその他関係機関、住民との連携による発生抑制、原状回復を実施する。	鶴岡市 三川町	R3	R7			実施				継続
	43	災害時の廃棄物処理体制の整備	災害時のごみ処理に備えて、周辺自治体や廃棄物処理業者などとの連携体制を構築する。大量に発生すると想定される災害廃棄物は、協定締結先である協同組合に要請するとともに、山形県などとの連携体制を構築するなど処理体制を整備する。	鶴岡市	R3	R7			実施				継続
	44	海岸漂着ごみの適正処理	海岸漂着物処理推進法の規定等により、漂着物の回収処理を効果的に実施するとともに市民への啓発を実施する。	鶴岡市	R3	R7			実施				継続
	45	収集・運搬・処理経費の節減	廃棄物収集コストの分析を進め、適正かつ効率的な収集の検討を実施する。	鶴岡市 三川町	R3	R7			実施				継続
	46	廃棄物処理施設及び埋立地の適正管理	法に基づく維持管理と構造基準を遵守し、最終処分施設では周辺地域の環境保全を図りつつ適正に埋立処理を行う。	鶴岡市	R3	R7			実施				継続

※1 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

施設概要(エネルギー回収施設系)

都道府県名 山形県

(1) 事業主体名	鶴岡市
(2) 施設名称	鶴岡市ごみ焼却施設
(3) 工期 ※1	令和 3 年度 ～ 令和 5 年度 (全体：令和 年度 ～ 令和 年度)
(4) 施設規模	処理能力 160 t/日 (80 t/日 × 2 炉)
(5) 形式及び処理方式	全連続運転・ストーカ式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 ☒ (発電効率 18.55%) ・ 無 2. 熱回収の有無 ☒ (熱利用率 3.30%) ・ 無
(7) 地域計画内の役割 ※2	地域内から排出される可燃ごみを無害化処理するとともに、ごみの持つエネルギーを回収する。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	☒ 有 無

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	_____
-------------	-------

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス 熱利用率	_____ kWh/ごみt
(11) バイオガスの利用計画	_____

(12) 総事業計画額 ※1	888,525千円(全体: 千円) うち、交付対象事業費 875,397千円(全体: 千円)
----------------	---

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

※2 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する場合は、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域でどう利活用するかについても記載すること。

施設概要(最終処分場系)

都道府県名 山形県

(1) 事業主体名	鶴岡市		
(2) 施設名称	鶴岡市一般廃棄物最終処分場		
(3) 工期 ※1	令和 3 年度 ～ 令和 3 年度 (全体:平成 30 年度 ～ 令和 3 年度)		
(4) 処分場面積、容積	総面積 218,865㎡	埋立面積 18,400㎡	埋立容積 133,600㎡
(5) 処分開始年度 及び終了年度	埋立開始 令和 3 年度 埋立終了 令和 18 年度		
(6) 跡地利用計画	未定		
(7) 地域計画内の役割	一般廃棄物の適正処理及び最終処分		
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 ☐ 無 ☒		
(9) 総事業計画額 ※1	2,357,715千円(全体:4,740,120千円) うち、交付対象事業費 2,037,562 千円(全体:4,076,300 千円)		

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 山形県

(1) 事業主体名	鶴岡市
(2) 事業名称	鶴岡市浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	浄化槽の普及を促進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止する。
(4) 事業期間 (生活排水処理基本計画期間) ※生活排水処理基本計画をもって地域計画に代える場合に括弧書きで記載。	令和3年度 ～ 令和7年度 (年度 ～ 年度)
(5) 事業対象地域の要件	人口(面積) 沖縄 離島 奄美(豪雪)(山村) 半島(過疎) その他
(6) 事業計画額	交付対象事業費 4,809 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模
【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5 人槽	基 (人分)			
6～7 人槽	10 基 (70 人分)	4,608 千円	4,608 千円	4,608 千円
8～10 人槽	基 (人分)			
11～20 人槽	基 (人分)			
21～30 人槽	基 (人分)			
31～50 人槽	基 (人分)			
51 人槽以上	基 (人分)			
宅内配管費	基			
撤去費	基			
雨水貯留槽等 再利用	基			
改築費(災害)	基			
改築費(長寿 命化)	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費	201 千円	201 千円	201 千円
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合 計	10 基 (70 人分) ※基数の合計には、宅内配管	4,809 千円	4,809 千円	4,809 千円

	費、撤去費、改築費を除く。			
--	---------------	--	--	--

【公共浄化槽等整備推進事業の場合】

区分	交付対象基数 (人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	基 (人分)			
6～7人槽	基 (人分)			
8～10人槽	基 (人分)			
11～15人槽	基 (人分)			
16～20人槽	基 (人分)			
21～25人槽	基 (人分)			
26～30人槽	基 (人分)			
31～40人槽	基 (人分)			
41～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
共同浄化槽	人槽 基 (戸数)			
宅内配管費	基			
撤去費	基			
雨水貯留槽 等再利用	基			
改築費(災害)	基			
改築費(長寿命化)	基			
事務費				
浄化槽整備 効率化事業 費	台帳作成費			
	調査費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合 計	基 (人分) ※基数の合計には、宅内配管 費、撤去費、改築費を除く。			

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 山形県

(2) 事業主体名	鶴岡市
(2) 事業名称	鶴岡市公共浄化槽等整備推進事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共水域の水質保全と生活環境の向上を図るため、公共浄化槽を整備する。
(4) 事業期間 (生活排水処理基本計画期間) ※生活排水処理基本計画をもって地域計画に代える場合に括弧書きで記載。	令和3年度 ～ 令和7年度 (年度 ～ 年度)
(5) 事業対象地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他
(6) 事業計画額	交付対象事業費 31,396 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模
【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5 人槽	基 (人分)			
6～7 人槽	基 (人分)			
8～10 人槽	基 (人分)			
11～20 人槽	基 (人分)			
21～30 人槽	基 (人分)			
31～50 人槽	基 (人分)			
51 人槽以上	基 (人分)			
宅内配管費	基			
撤去費	基			
雨水貯留槽 等再利用	基			
改築費(災 害)	基			
改築費(長寿 命化)	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合 計	基 (人分) ※基数の合計には、宅内配管			

	費、撤去費、改築費を除く。			
--	---------------	--	--	--

【公共浄化槽等整備推進事業の場合】

区分	交付対象基数 (人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	20基 (100人分)	18,792千円	28,000千円	18,792千円
6～7人槽	10基 (70人分)	11,544千円	16,000千円	11,544千円
8～10人槽	基 (人分)			
11～15人槽	基 (人分)			
16～20人槽	基 (人分)			
21～25人槽	基 (人分)			
26～30人槽	基 (人分)			
31～40人槽	基 (人分)			
41～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
共同浄化槽	人槽 基 (戸数)			
宅内配管費	基			
撤去費	基			
雨水貯留槽 等再利用	基			
改築費(災害)	基			
改築費(長寿 命化)	基			
事務費		1,060千円	1,060千円	1,060千円
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	調査費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合 計	30基 (170人分) ※基数の合計には、宅内配管費、 撤去費、改築費を除く。	31,396千円	45,060千円	31,396千円

計 画 支 援 概 要

都道府県名 山形県

(1) 事業主体名	鶴岡市
(2) 事業目的	エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備のため
(3) 事業名称	鶴岡市ごみ焼却施設整備事業に係る廃焼却施設解体設計事業
(4) 事業期間 ※1	令和3年度 (全体: 令和 年度 ~ 令和 年度)
(5) 事業概要	解体設計、解体仕様書作成等
(6) 総事業計画額 ※1	10,879千円(全体: 千円) うち、交付対象事業費 10,879 千円(全体: 千円)

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

●このマップは、赤川、内川・青龍寺川が大雨で氾濫した場合の洪水浸水想定区域と浸水深、あわせて各地区の避難所などを示したものです。

●洪水浸水想定区域と浸水深は、国と県から公表された「想定しうる最大規模降雨」(※1)による洪水浸水想定区域図を重ね合わせたものです。

※1「河川ごとの想定最大規模降雨量」

○避難所

○避難情報

※各替の情報は、毎朝レベルメールの添付で発表されるとは限りません。※ではあるかもしれませんが、

早期の立退き避難が必要な区域
 ※この区域は、「木造家屋の倒壊等をもたらす氾濫流が発生するおそれのある区域」「河岸侵食で家屋が倒壊するおそれのある区域」「想定される浸水深3m以上の区域」のいずれかを含む区域としています。

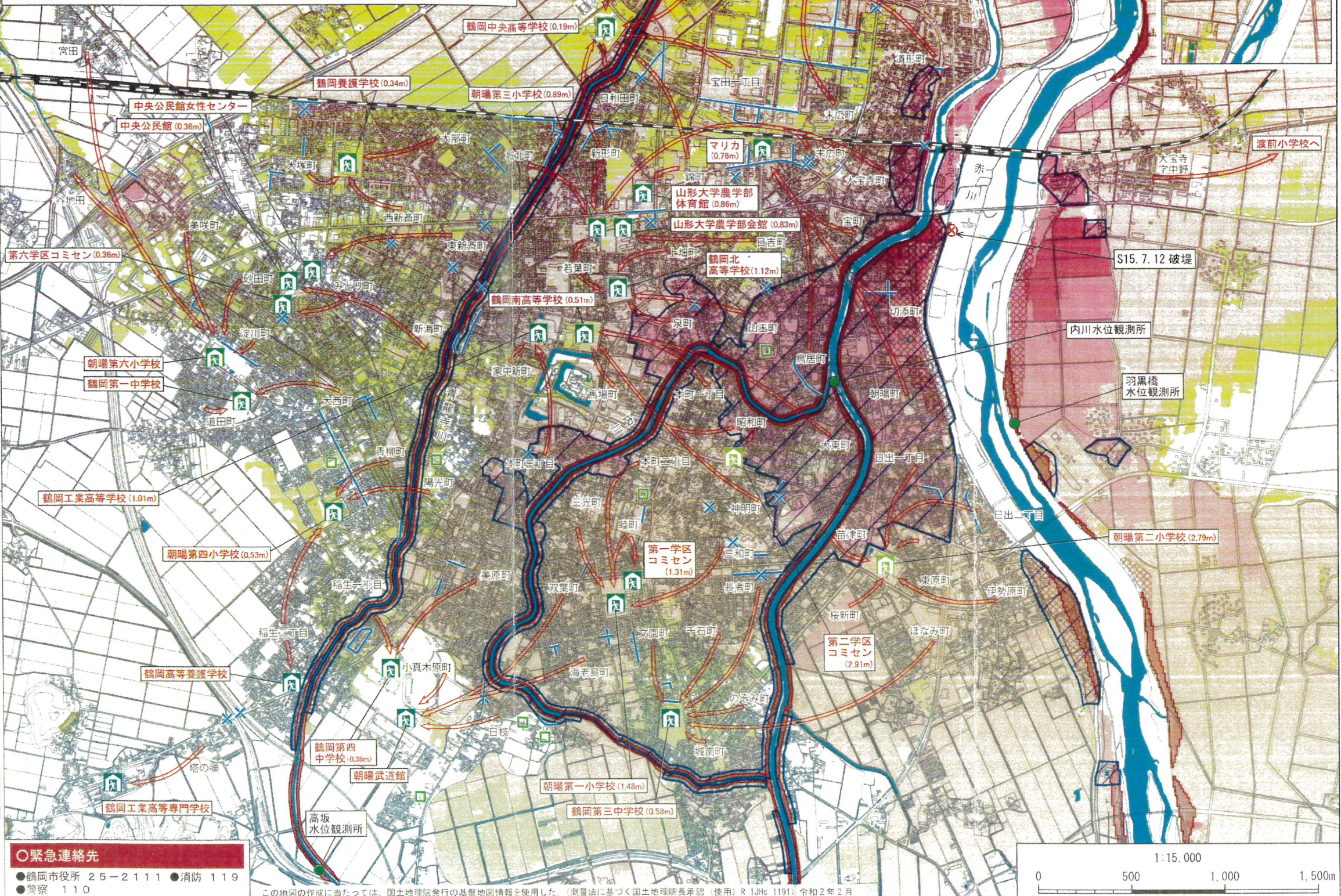
河岸侵食で家屋が倒壊するおそれのある区域
 木造家屋の倒壊等をもたらす氾濫流が発生するおそれのある区域

避難所（避難所名称の数は想定最大浸水深）
 一時の避難所（民間施設で逃げ遅れ等の緊急時に避難する場所）

避難方向 ※ 災害の状況により、お住まいの地区以外の避難所等への避難も可能です。

降雨により冠水しやすい場所 **降雨により冠水しやすい路線** **過去の破堤箇所**

土砂災害警戒区域・特別警戒区域
 ※ この区域は、大雨で土砂災害が発生する恐れのある範囲です。



洪水ハザードマップ

河川名：大山川・湯尻川
田川・上郷・大泉・大山地区

この地図は、大山川と湯尻川が増水した場合を想定し、氾濫により浸水する区域とその水深、各地区の避難所などを示した地図です。

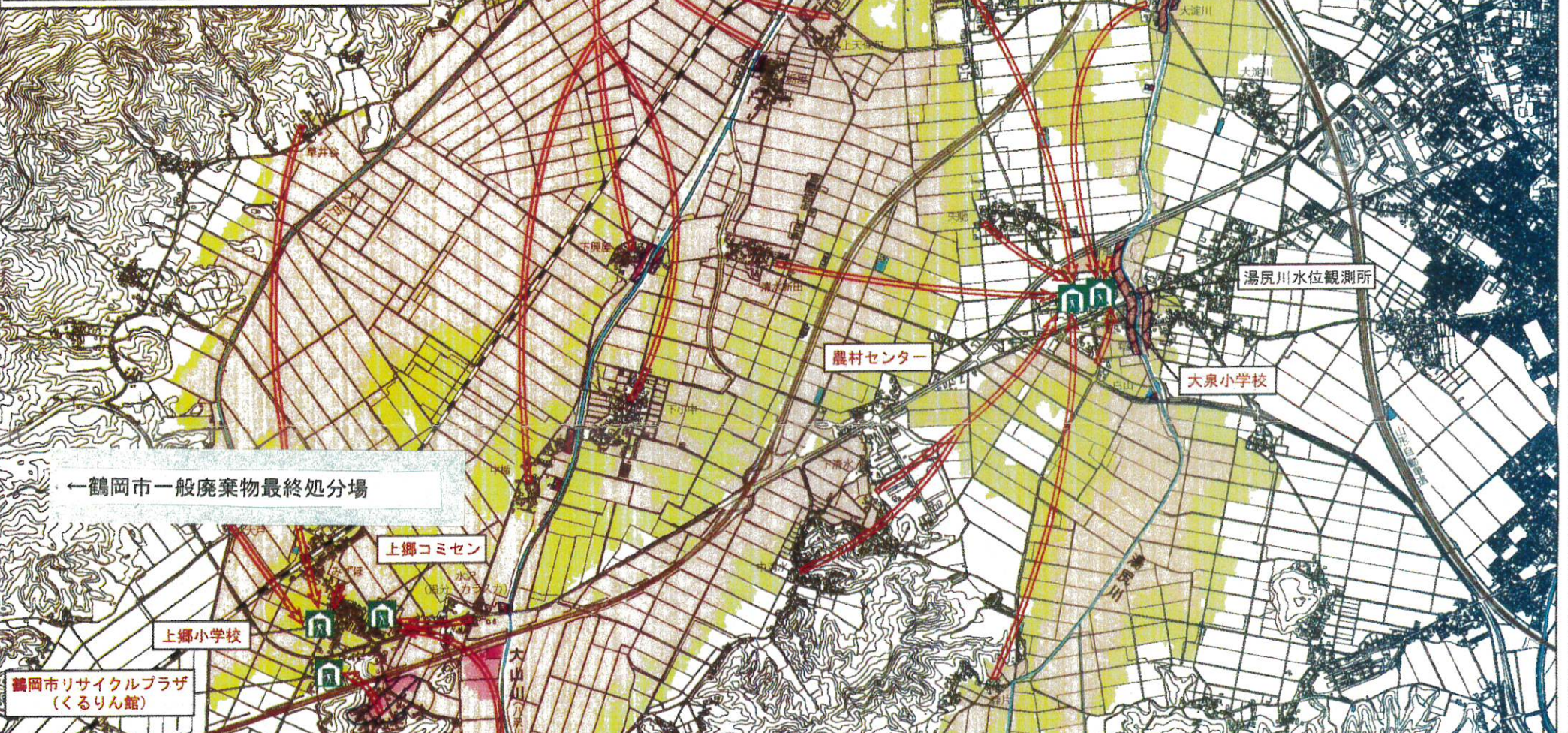
浸水の範囲及び浸水深は、国及び県が設定した想定最大規模の雨（12時間の総雨量165mm）が降った場合を示しています。

日頃から、自分たちが住んでいる地区の避難所や避難所までの経路を確認し、災害に備えてください。

なお、洪水時には想定を超えた区域での浸水や水深が深くなる場合があります。浸水想定区域外の地域の方も洪水に備えて、近くの避難所を確認しておきましょう。

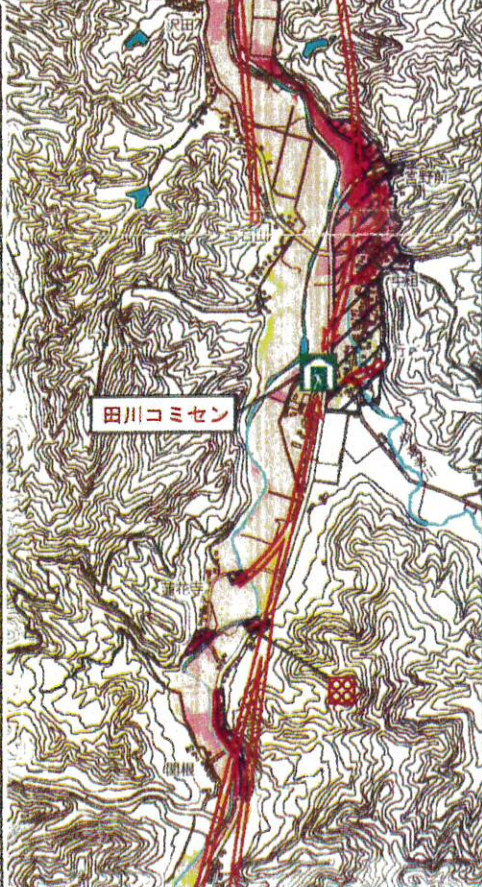
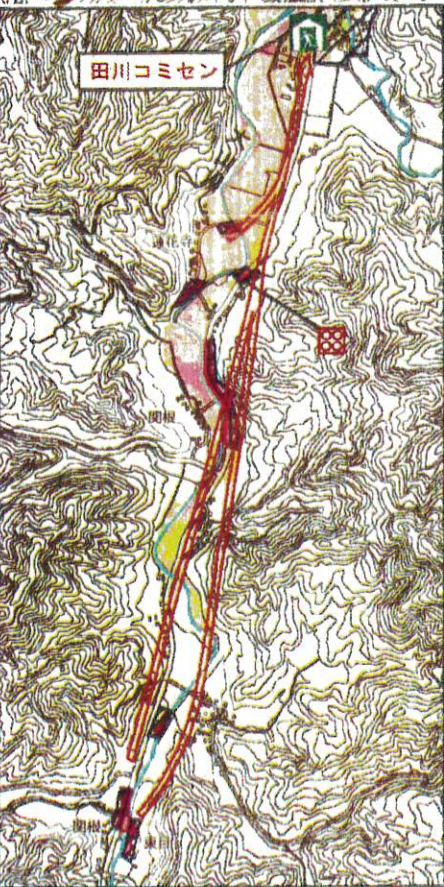
○避難所

地区名	町内会・住民会	避難所	連絡先
田川地区	中里 宮野前 中組 行々 蓮花寺 関根 東目	田川コミュニティセンター	35-2003
	みずほ 上郷田 草井谷	上郷小学校	35-2641
上郷地区	石山 棚川原 水沢 (通分・カラスカ)	上郷コミュニティセンター	35-2001
	水沢	鶴岡市リサイクルプラザ(くるりん館)	35-3557
大泉地区	白山 大淀川 すす風	大泉小学校	22-0784
	矢崎 山田 森片 中清水 下清水 清水新田	農村センター	22-0798
大山地区	上栄町 栄町 南町 天保町 銅片町 木七町 粕塚	大山小学校	33-2570
	米出 中柳原 柳原 友江町 柳屋 上天保町 下興屋 下小中 中橋 菟津	鶴岡第五中学校	33-2222
	鶴岡町 染屋町 向町	大山コミュニティセンター	33-3213



←鶴岡市一般廃棄物最終処分場

←岡山一般廃棄物最終処分場



○避難情報

災害発生のおそれがある場合に市から以下の避難情報が発令されます。

【避難準備・高齢者等避難開始】

- ・要配慮者（※）など、避難行動に時間がかかる方は、避難を開始する。
- ・通常の避難行動ができる方は、気象情報に注意し、家族との連絡、非常用持出品の用意など、避難の準備を整える。

【避難勧告】

- ・通常の避難行動ができる方は、指定された避難所や近隣の避難所へ避難を開始する。

【避難指示（緊急）】

- ・避難中の方は、すぐに避難を完了する。また、屋外が危険な場合は、自宅や近くの建物の2階以上など、屋内のより安全な場所へ避難する。

※要配慮者：高齢者、障がい者、乳幼児その他災害時、特に配慮を要する者

○緊急連絡先

●鶴岡市役所 25-2111 ●消防 119 ●警察 110

凡例

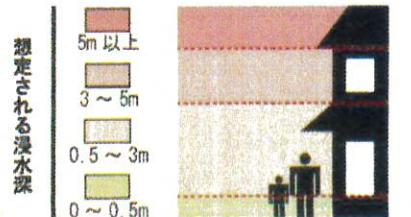
早期の立退き避難が必要な区域

※この区域は、「木造家屋の倒壊等をもたらす氾濫が発生するおそれのある区域」「河岸侵食で家屋が倒壊するおそれのある区域」「想定される浸水深3m以上の区域」のいずれかを含む区域として示します。

木造家屋の倒壊等をもたらす氾濫が発生するおそれのある区域

河岸侵食で家屋が倒壊するおそれのある区域

避難所



事前防災及び減災等のための 鶴岡市国土強靱化地域計画



令和 2年 3 月
鶴 岡 市

大規模災害時における応急給水体制の強化(日本水道協会山形県支部(災害時相互応援協定)に基づく応援給水の要請(上下水道部総務課) (2-1, 6-2))

- 大規模災害時における、応急給水体制の迅速な確立のため、関係団体と災害時相互応援協定を締結する。定期的防災訓練を通じて一層の連携強化を図る。

電力供給停止時の電源確保(上下水道部総務課) (6-2)

- 災害により電力供給が停止した事態に備えて関連業者と災害協定を締結して、水道施設の電源を確保するとともに、整備されている非常用発電機の燃料備蓄の常時維持を図る。

<下水道等>

下水道に係る業務継続計画(BCP)のブラッシュアップ・施設耐震化等の推進(上下水道部下水道課) (6-3)

- より実効性のある下水道BCPのブラッシュアップを推進する。
- 処理施設については、優先度の高い施設から自家発電対応や耐震化を進め、管路施設についても、重要な管渠から耐震化を進める。あわせて、下水道ストックマネジメント計画に基づき、老朽化対策を進める。

【主要事業】

・鶴岡市公共下水道事業(社会資本整備総合交付金、防災・安全社会資本整備交付金)【国】

農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進(上下水道部下水道課) (6-3) <<農林水産>>

- 集排施設について、効率的及び計画的に老朽化対策を進めるため、最適整備構想(集排版の下水道ストックマネジメント計画)の策定を進めるとともに、長期的なコスト縮減へ広域化・共同化の検討を進める。
- 集排施設における災害時の停電による冠水等を防止するため、非常用エンジンポンプや自家発電機対応を含めた施設対応マニュアルについて随時見直しを実施していく。

【主要事業】

・鶴岡市集落排水事業(農山漁村地域整備振興交付金)

合併処理浄化槽への転換促進(上下水道部下水道課) (6-3)

- 鶴岡市・三川町地域循環型社会形成推進地域計画に基づき、既存単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を進める。

<情報通信>

災害時における住民等への情報伝達体制の強化(防災安全課) (4-2)

- 災害時の住民等への情報伝達を確実にするため、民間テレビ・ラジオ事業者等におけるBCP(業務継続計画)や災害対応マニュアルの策定、大規模自然災害発生に備えた訓練の実施を推進していくとともに、放送設備の損壊や電力供給が停止した事態に備え、予備放送設備や非常用電源設備の整備を促進する。

IT部門における業務継続体制の整備(情報企画課) (3-1, 3-2) <<行政機能>>

- 策定したICT-BCP(情報システムの業務継続計画)を基本に、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、ICT-BCPの実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う。
- 災害時のシステム不稼働のリスクを減らすため、引き続き自治体クラウドの導入やデータセンターの活用など、情報システムの機能維持のための取組みを促進する。
- 各種ネットワークシステムの安定的な稼働の基盤となるネットワーク回線の断線による不通のリスクを減らすため、公所等からネットワークに接続するアクセス回線の冗長化整備を一層進める。